

令和8年度 結婚新生活支援補助金

～新婚世帯の新居の住居費や引越費用を補助します～

★対象世帯(以下のすべてを満たす世帯)

- 令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- 婚姻日において、夫婦がともに39歳以下
- 令和7年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満
・貸与型奨学金の返済を行っている場合は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの返済額を差し引いた額とする
- 令和7年度に本補助金を受給した世帯のうち、受給額が補助上限額に達しなかった世帯(以下「前年度受給世帯」という。)
- 申請時において、夫婦の住所が申請に係る住宅となっていること
- 補助金の交付を受けた日から、3年以上熱海市に定住する意思があること
- 過去にこの要綱に基づく補助金、国・地方公共団体による同種の補助金等の交付を受けている者がいないこと(前年度受給世帯を除く。)
- 申請時において、夫婦のいずれも納期限が到来している熱海市税の滞納がないこと
- 次のいずれかの講座等を実施していること
 - ①ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
 - ②プレコンセプションケアに関する講座の受講
 - ③医療機関への妊娠・出産に関する相談
 - ④共家事・子育ての講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)



★対象経費(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用)

- ◆ 新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
※住宅手当などが支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象
- ◆ 婚姻に伴う住宅取得費用
- ◆ 婚姻に伴う住宅のリフォーム費用
※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用は対象外
- ◆ 婚姻に伴う引越費用(引越業者、運送業者に支払った費用)



★補助上限額(対象経費の合計額)

- ◆ 夫婦とも29歳以下の世帯 1世帯当たり60万円
- ◆ 夫婦とも39歳以下の世帯 1世帯当たり30万円
- ◆ 前年度受給世帯 昨年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額

申請方法

交付申請書に必要な書類を添えて、熱海市役所社会福祉課子育て支援室に提出してください。

なお、申請される方は、事前に下記お問い合わせ先へご相談ください。

必要書類

	書類名称	確認
①	結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)	
②	戸籍抄本又は婚姻届受理証明書等の婚姻日が確認できる書類	
③	住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)	
④	夫及び妻の令和8年度の所得証明書(令和7年の所得の額を証明する書類)	
⑤	夫及び妻の熱海市税の納税証明書 ※納期がすべて到来している直近1年度について未納がないことの証明	
⑥	講座等を実施したことが分かる書類	書類
⑦	結婚新生活支援補助金請求書(様式第2号)	
⑧	貸与型奨学金の令和7年における返済額が確認できる書類(貸与型奨学金を返済している場合)	
⑨	住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し(住宅を取得した場合)	
⑩	住宅の賃貸借契約書の写し(住宅を賃借した場合)	
⑪	賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類(住宅を賃借した場合)	
⑫	住宅のリフォームに関する工事請負契約書又は請書及び領収書の写し(住宅をリフォームした場合)	
⑬	引越しに係る領収書の写し(引越費用に掛かる補助金の交付を申請する場合)	
⑭	夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類(住宅を賃借した場合で、給与所得者である場合)	

※前年度受給世帯は、②、③、④、⑧は不要です。

＜申請にあたっては、事前にお問い合わせください＞

〒413-8550 熱海市中央町1番1号

熱海市 健康福祉部 社会福祉課 子育て支援室

電話 0557-86-6352

メール kosodate@city.atami.lg.jp